

浄化

1977年に地下水汚染が事業所の1つで最初に発見されたとき、IBMは、世界中の開発・製造事業所で地下水のモニタリングを自発的に開始しました。IBMは現在、世界中で2,801本の監視用井戸と、115本の抽出用井戸を保有しています。2008年には2カ国で操業中の7事業所と10カ所の旧IBM事業所において、地下水の浄化により6.5トン(1万4,430ポンド)の溶剤を除去しました。さらに、そのうち4カ所では、土壌ガス吸引法その他の方法によって1.5トン(3,226ポンド)の溶剤を除去しました。IBMはまた、他の2カ所の旧IBM事業所で、浄化のための費用を負担しています。

米国のスーパーファンド法により、IBMは過去に廃棄処分を委託した取引先の処分場などの浄化活動にも関わっています。スーパーファンド法とは、たとえ当時は技術的にも法的にも容認されていた行為であっても同時に遡って責任を追及し、そうした処分場に廃棄物を委託した企業に対して浄化費用の分担を義務づけるものです。

2008年末現在、IBMは110カ所で浄化責任の可能性のある旨の通知を連邦政府、州、あるいは民間当事者から受けています。このうち57カ所は、米国の「国家優先リスト(National Priority List)」に載っています。その110カ所のほとんどは、IBMに全く責任がないか、あるいはIBMが責任を果たしたと判断しています。結果として、IBMが責任を負う可能性のある事業所は17カ所であると考えています。

IBMの事業所または事業所外の施設で調査や浄化が確実となり、その費用を合理的に見積もることが可能になった時点で、環境引当金として計上しています。化学物質貯蔵施設の撤去や修復などの閉鎖活動に関する費用の見積もりは、施設を閉鎖の決定がなされた時点で引当計上されます。IBM全体のこの引当計上金額は、2008年12月31日の時点で2億6,700万ドルです。